


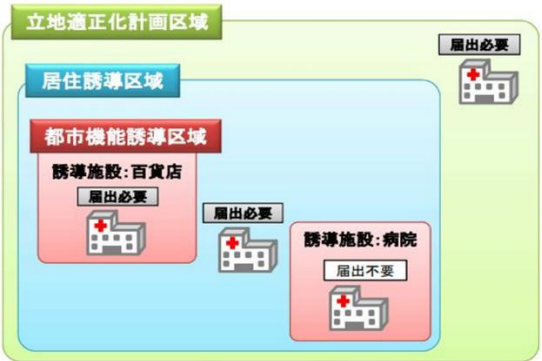
## 都市機能誘導区域に関する届出制度

都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の開発行為や建築等行為（新築・改築・用途変更）を行う場合には、都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項について、市長に届出が必要となります。

また、都市機能誘導区域内において、当該誘導区域に係る誘導施設の休止又は廃止をしようとする場合には、同法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき市長に届出が必要となります。

### (1) 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域に係る以下の行為を行おうとする場合には、それぞれの行為の 30 日前までに、原則として市長への届出が義務付けられます。ただし、仮設建築物に係る開発行為や建築行為等についてはこの限りではありません。

都市機能誘導区域内	都市機能誘導区域外
<p>・ <u>当該誘導区域に係る誘導施設の休止又は廃止をしようとする場合</u></p> 	<p>○ 開発行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合</li> </ul> <p>○ 開発行為以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合</li> <li>建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合</li> <li>建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合</li> </ul> 
届出時期：休止又は廃止する <u>30 日前まで</u>	届出時期：行為に着手する <u>30 日前まで</u>

(2) 届出に必要となる書類等

届出の種類	必要書類
開発行為（都市機能誘導区域外） <法施行規則第 52 条>	届出書 様式第 18（第 52 条第 1 項第 1 号関係） 添付書類 ①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上） ②設計図（土地利用計画図等：縮尺 100 分の 1 以上） ③その他参考となるべき事項を記載した図書
建築等行為（都市機能誘導区域外） <法施行規則第 52 条>	届出書 様式第 19（第 52 条第 1 項第 2 号関係） 添付書類 ①敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上） ②立面図（2 面以上）及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上） ③その他参考となるべき事項を記載した図書
上記の 2 つの届出内容を変更する場合 <法施行規則第 55 条>	届出書 様式第 20（第 55 条第 1 項関係） 添付書類 上記それぞれの場合と同様
誘導施設を休廃止しようとする場合 （都市機能誘導区域内）	届出書 様式第 21 添付書類 原則不要（ただし、必要に応じて位置図等の提出をお願いする場合があります。）